

構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会（第4回）議事要旨

1. 日 時：平成18年1月25日（月）14：00～18：30

2. 場 所：国土交通省3号館4階特別会議室（東京都千代田区）

3. 出席者

委員

座長	巽 和夫	京都大学名誉教授
座長代理	小谷 俊介	千葉大学教授
	穠山 精吾	NPO法人全国マンション管理組合連合会会長
	井出 隆雄	ジャーナリスト
	大河内 美保	主婦連合会副会長
	鳶 信彦	ジャーナリスト
	山田 勝利	前第二東京弁護士会会長、前日弁連副会長
	和田 章	東京工業大学教授

以下の委員は欠席

白石 真澄	東洋大学助教授
野城 智也	東京大学教授

事務局

渡邊政策統括官、青木総括監察官、鈴木政策評価官他

その他

住宅局 山本住宅局長、小川建築指導課長

4. 議 題

住宅局ヒアリング

- (1) これまでの経緯、対応等
- (2) 建築確認の民間開放について
- (3) 構造計算プログラムについて

5. 議事概要（速報版のため、後日修正の可能性あり）

議事に関連しての委員からの主な発言概要

（ は委員の発言、 はヒアリング対象者からの発言 ）

- (1) これまでの経緯、対応等について

資料 1 - 1 について、姉齒建築士を建築基準法違反として告発と記載しているが、どの条文に該当するのか。

建築基準法第 20 条の違反である。

11 月 15 日、伊藤公介議員、ヒューザー社長、東日本住宅会長が住宅局に来訪したとのことだが、どの様な話をしたのか。

15 日の面会の内容は、ヒューザー社長から、危険性の確認を十分行うなど慎重に対処してもらいたい 国指定の確認検査機関が偽装を見逃しており、国にも責任があるので公的支援を、との発言があった。私からは、当然住民の安全確保を最優先に考えているということと、居住の安定確保のために公的住宅等を活用することも考えていると回答した。東日本住宅会長は殆ど発言していなかったが、自社の物件は解体すると言っていた。伊藤議員からは、今回の件で国はどのような対応をするのかと問われた。国としては現に目の前に危険な建築物があって、住んでおられるので、危険性の事実が確認され次第、この事をお知らせした上で直ちに退去して頂く必要があるので、そのための住宅を準備しているところと回答した。

安部官房長官の秘書官から電話があったというがこれは事実か。

大臣官房が国土交通省の局長以上の者に対して、働きかけがあったかどうかを確認したところ、そのような働きかけは無かったことを確認した。住宅局としてもそのような働きかけを受けたことはない。

公明党の議員も小嶋社長を仲介したとのことだがどのような内容だったのか。

11 月 7 日に国会の連絡室を通じて山口議員の秘書からマンションの確認の担当者を教えて欲しいとの連絡があり、担当者から「私が担当です」と回答したが、それ以外のやりとりは無かった。

伊藤議員は「何のことかよくわからなかった」と言っているが、伊藤議員が 1 人で建築指導課長と住宅局長の所に来た時は小嶋社長などはいなかった。違和感はなかったのか。

建築確認をなんで民間機関がやっているのかという発言はあったが、こういう（建築確認の）手続きについてはご存じないという印象であった。

伊藤議員が局長と会った時は、他の 2 人も会いに行きたいと言ったが残され

たということか。

そうではない。課長との打ち合わせ終了時に局長がいるようだったので、そのまま（伊藤議員だけが会いにいった）、ということであります。

局長に会うランクが違うということか。課長は中小ゼネコンの社長には会うけれども、局長だとちょっと会うには恐れ多いというので、やめたのか。

（残った2人からの）アクションはなかった。

ユーザーからの上申書は来ていないのか。上申書は安倍官房長官の秘書を通じて来たのか。

ユーザーから送られてきたFAXの中に大臣宛ての上申書も入っていた。

安倍官房長官の秘書から受けたという者は国交省の中にはいなかったのか。

いない。

伊藤議員が、突然国交省の課長や局長に会うというのはよくあるのか。

元国土庁長官、その時の住宅土地調査会長ですので、直接電話がかかってくることもある。それも含め、色々お問い合わせを幅広く頂くことはある。

それ以前にも色々問い合わせはあったのか。

私（課長）の方にはなかった。

三位一体改革の対処方針について、（偽装が発覚した）前後に伊藤議員にも会っているが、偽装問題についてのやりとりは一切なかった。

課長と局長の時に伊藤議員の方から具体的なアドバイスはあったのか。

私（課長）の時はなかった。

具体的に国としてどうしろというアドバイスはなかった。（ユーザー、東日本住宅の）両者とも非常にまじめに仕事をやるきちんとした会社だと思つと前置きがあり、国としてどういう風に対応する考えか発言されたので、既に出来上がった住宅に住む方の命に関わる問題にどう対応するか、現実の危険をどうしたらいいかを念頭に置いてやりとりをした。

経緯の中に、1年半前のE R Iの話がないが、大変なことなので黙っていたということがあったのかなかったのか。

当時の担当係長に、当時そういう指摘を受けたかどうか聞いたが、当時の全ての人間が届いていないと言っている。

報道によると、小嶋社長は「次の次官の人に電話する」と具体的に言っており、安倍官房長官の秘書から（国交省は）大変だと言っていたという様な電話をもらったと言っているが、安倍官房長官が全く関係者と接点がなかったとなると、秘書が一方的にそういう判断をして小嶋社長に電話をかけたとなるわけだが、そういう理解でよいのか。

大臣官房が局長以上の者に調査した所、安倍官房長官の事務所から働きかけを受けた者はいないということであった。どういう調査をしたのかについては大臣官房に確認してみる。

国交省の支援の対応がわりあい早かった印象があるが、それはどうしてか。偽装に対して責任を感じて早い対応策を出されたのか。偽装物件とその他の耐震性に問題がある物件との分け方はどう考えているのか。

既存不適格建築物をほっておいてこれだけ急ぐのは後ろめたいことがあるのか、国に責任があると考えているからかとか言われるが、これは全然認識が違う。旧耐震基準は、震度5強・6弱程度の地震でも構造物の経済的価値を失わないように作れば、めったにこない震度6強・7位の地震でも人の命に関わるような壊滅的な崩壊はしないだろうという思想だった。ところが宮城県沖地震などを経験して、本当に激しい地震では崩壊してしまうことがわかったので、その時でも構造物の経済的価値は損なわれるが人間の命に関わりがないようにする基準を新たに昭和56年に導入した。今回の姉葉物件では、0.5未満の建物は、震度5強程度の地震でも壊滅的に倒壊してしまう。既存不適格建築物よりも非常に危ない建築物。そこに300世帯近くの方が住んでいるが、退去して頂くためには、単に移転費用や移転期間中の家賃補助だけではなく、立て替え費用も含めた国や地方公共団体の方針がなければ居住者は決心できない。大臣の言葉で言えばトータルな対策をパッケージで整備しお示しして退去を促すということ。

危険であるという判定があまりにも早く出され過ぎていないか。国交省の対応のやり方が妥当であったのか。基準法の政令では構造計算について3つの設計方法があるが、人を退去させなくてはならないような非常に重要な判定については、一番簡単でよく使われている許容応力度等計算ではなく、もっと高度な設計方法或いは判定方法で判定してもよかったのではないか。

時間が無制限にあれば確かな方法をとることもできるが、人の命に関わる判断をしなければいけないということで、申請者が選んだ設計方法で判断したということ。是非議論を深めて頂き、別途の方法があれば記して頂いて、間違いのないようにやっていきたい。

人が退去しなければいけないという判断をするということになれば、建築確認で提出された構造計算の方法を追認するのではなく、現代において最高の技術を使って判断するということがむしろ望まれるのではないかと思う。

1年半位前にイーホームズは姉齒の件を通報しており、それがこれまで放置されていたということが言われているが、記録はないということか。

当時の構造や指定確認検査機関の担当係長に、当時E R Iや一般からそういう通報があったかを聞いたが、なかったとのこと。

水かけ論になっているようだ。藤田社長にお伝えするが、もし記録があったら後日出して見てほしい。

どこ、或いは誰に責任があったと考えるか。

調査中なので断定的な回答は難しいが、姉齒元建築士が故意に構造計算書を偽装したことへの責任は論をまたない。民間確認検査機関や特定行政庁にも見逃した部分に過失もあると思う。姉齒元建築士の昔の偽装は非常におずおずと偽装をしているが、この3年間は非常に数が増え、しかも極端に大胆な手口になっている。なかなか分からない偽装を見逃した場合の過失と、非常に大胆で無茶苦茶な構造設計のものを見逃した場合の過失は同じとは言えない。よく分析整理して対応を問わなければいけないと思う。

国にも監督責任とかの一定の責任はあったと思う。プログラムは30年前から運用されていたそうだが、偽装される可能性や実際に偽装されたという情報などは全然耳に入っていなかったのか。

後ほど資料3にて説明する。

車や家電は、購入者が性能を試して問題があれば製造者が責任をとるが、マンション、ホテル、公共の建物等を購入者や利用者は決して中を見ることができない。にもかかわらず、偽装された建物が建てられたということは、施工者や設計者は基本的なモラルは有しているという前提と、自治体・審査機関・国が検査してそれを担保しているという前提の2つともが崩れてしまっ

たということである。今回の件で、我々の知らなかったコンサルタント会社というものが、かなり大きな力を持ってこの問題に関与していることが明らかになってきたが、コンサルは全く責任をとるシステムの中に入っていない。どこまでを責任の範囲に含めるのかという所で、責任の範囲やとり方、応分の負担等があいまいなままなのが気になっている。

賃貸住宅の経営者やホテルの経営者は事業者であるので、最終的には民事裁判で責任関係を確定してもらうのが基本である。一方で全く責めのない分譲住宅の居住者について何ができるかということを整理していく。本来適法な建築物を建てるのが建主、売主の責任であり、建主が契約で全てを総研に一任していたのが問題。一任契約をどう取り扱うかについては今後の課題だが、法律で縛るのはなかなか難しいと思う。

コンサルタントは設計全体に対し責任を負うような法的根拠は全くない訳だが、今後コンサルタント業者が大きな力をもっていく可能性があるとする、そこら辺の問題は今回の問題の中ではどういう位置づけになるのか。

冷たいようだが、最初の包括的な契約を結ぶときに建主は慎重にやって頂く必要があるということ。

責任といっても政治的、社会的、法律的な責任があり、法律的な責任の中でも民事と刑事があるし、民事責任の中にも無過失責任というのがある。責任の話をするときは、どの責任の事を言っているのか区別して話してほしい。

10月24日にイーホームズを立ち入り検査してから、事件が公表されたのは11月17日。ずいぶん時間がかかっていると思うが、どうしてこれだけの時間が経ったのか。

国土交通省に情報を頂いたのが10月28日。31日に初めて竣工済の物件に偽装の疑いがあることが判明したので、イーホームズに構造計算書の提供を求めた。11月4日に未着工の1件について提出され、構造計算書がどう偽装改ざんされているかがわかったのが7日。8日に課内、9日に関係行政庁を集めて対応を協議し、千葉県に姉齒建築士事務所に立ち入りを要請した。この時点で判明しているのは「偽装がある」ということだけで、実際にどういう危険性があるか再計算する必要があったため、5点の構造詳細図、構造計算書が届いた11月11日から再計算を行い、11月12日土曜日の深夜に結果が判明した。計算結果の再チェックとともに13日日曜日に関係行政庁に連絡し、14日に関係行政庁に参集頂いた。計算結果が出ていない建物についての住民対応をどうするか等の調整があり、17日午後に関係行政庁の方から入居者、所有者に話をした上で公表した。

指導課長の方から局長に最初に話を持って行ったのはいつか。

11月10日。局長は出張だったため、他の幹部へは9日にあげた。

(2) 建築確認の民間開放について

第2回委員会で、イーホームズの藤田社長は「曲げモーメント図の請求等の法令に規定のない不作為行為はできない」と発言している。基準法では求めなさいとはなっていないので確認機関は聞いてはいけないということらしいが、民間開放した時に、なぜ詳細に状況を聞くことをもう少しきちっとやりなさいと言えなかったのか。民間機関に「ここまでは言っていないよ」「これ以上は言っていないよ」とかを示した紙があれば出して頂きたい。

安全確認のための業務であり、資格者が責任をもって確認する訳ですから、おかしいときにはその原因を確認することがまさに建築確認である。私共の方でそういうことを見るなど言ったことは全くない。日数の制限があるので、千頁の構造計算書を全部見るというわけではないが、当然主たる柱等の検証は必要。設計者に話を伺うことは普通の特定行政庁でもやっていると信じて疑っていませんので、特に文書は出していない。

とりあえず各委員から一通り質問を出しますので、後でいくつもお答え頂いて、口頭でお答えできない分については、また文書でもってお答え頂きたい。

民間開放自体はよいと思うが、あまりにも民間企業間の競争が激しくなりすぎて、短期間で建築確認を終わらすという競争になってしまい、そのため、望ましい、正しい建築確認が行われなくなってしまった。また、現在の民間検査機関を見ると、大きな建設会社の系列だとかができていて、自分の資本系列の所に建築確認を出しているようなことを聞いている。特定行政庁や国は民間の検査機関を監督する体制をきちんと作る必要があるのではないか。

答申の中でも問題意識はあった。現在の制度が答申を踏まえているかについて、課題はあると思うので検討が必要と考える。

民間に任せるとなると、安くても早い所に集中することがある。確かに違反対策の充実とか厳正なとか書いてあるが、現実にどの程度の罰則が厳しくなったのか。それは不正行為というものを念頭において作ったのか。

罰則とか監督処分とかの強化ということは前から言われており、これまで

も建築士の処分基準の強化や両罰規定の対応を行っている。今回も当然そういうことがあるので、量刑という形での議論を行っている。

資料2の30頁において「民間機関の指定にあたってはその業務の公正中立性の確保」となっているが、これは実際にどのように担保しているのか。特定の業種を制限するようなことはあったのか。

中立要件については法律の時によく議論しており、制限業種が全体として一定の割合以下に収まるようにしている。他の民間開放の制度と比べても制限業種に手厚いものではないと認識している。

資料2の6頁において「今後は行政側の十分な体制整備を期待することが困難である」となっているが、もう少し詳しく知りたい。また、7頁に住宅市場の高コスト構造の原因が、消費者が的確な情報を入手することが困難で、それは市場が有効に機能していないからとあるが、それ以後、性能や価格に対して客観的な情報を入手できる条件整備というものがされてきたのか。

当時は国も地方も行政改革ということで、人員を整理しなければという課題があった。今も小さな政府ということ。特定行政庁の人員体制を拡充する努力はしない訳ではないが、なかなか願っても叶わない話。長い間恒常的に人員不足であった上での平成10年の改正であったと思う。

市場への情報公開については、答申を踏まえ品確法が制定されており、住宅性能表示や紛争処理、瑕疵担保10年保証などの制度を整備している。

民間開放する時に、生命財産に関わるものだから建築業者にもモラルは基本的にあるんだという前提で検査させるのと、今回のように、抜け道みたいなものがあるという前提で検査させるのとでは随分違ってくるのではないか。今後の思想体系の中にそういうことも考えに入れておかななくてはいけない。

検査員の絶対数を確保しなければという風になっているが、かつて行政庁にいた人たちが民間機関に移っただけの話だと、絶対数は同じでただ機関が増えただけになってしまう。新しい専門技術者の養成を具体的にどう行っているのか。

適合判定資格者検定は2年間の審査経験があれば民間の方でも受けることができる。制度の発足当初はどうしても行政の人間が多くなるが、現在は民間と行政の合格者が半々となっており、今後は民間の方がどんどん受ければ、民間の検査員も増えてくると思う。

個人の家やマンション、ホテル、学校とかは、住む形態も個人的、公共的、

集合的とか色々違う。個人の家はせいぜい2階3階であるが高層マンションもあつたりして、そういうものが全部同じ確認制度になっている。そういうことは今後の建築行政の中でもっと変えてもいいし、高層マンションを審査する専門技術者と、個人の家を建築確認する技術者では(求められる能力が)随分違ってくると思うが、そういう流れは考えていなかったのか、考えていないとすると今後どうするのか。

個人の家で、建築士が自ら設計や工事監理をする場合は、かなりのチェック部分を建築士に委任しており、全体のメリハリは効かしている。答申の中でも戸建住宅から超高層まで全部一律にやるのではなく、的確にやることとされている。今の制度が、答申の内容を細部まで練り込んでいるのかについて、今回のことも契機に、制度改正等をきちんとしていく必要があり、建物の規模や、用途とかに応じて制度は的確にあるべきだという指摘を頂いている。

建築基準法の中間検査の部分を読むと、建築確認と同じことを求められていることになっているが、中間検査では図面の通りに施工が行われているかを確認するのが精一杯であり、中間検査が過大な期待をもって法律に書かれているのではないかという印象を受けた。

2 1日間という規定はどのように決まったのか。

個人の住宅等については7日、構造計算書のチェックが必要なものは2 1日となっているが、構造計算のチェックに時間を要する場合は、期間を延ばすこともと考えており、審議会の論点にもなっている。

今回の退去命令の基準である0.5と建築基準法上の1.0とではどの程度の違いがあるものなのかよくわからないので説明頂きたい。

今回、弱い地震でも大きく損傷を起こすということと、大きな地震が来たときに、余震も考慮してどれ位の数値で危険になるか、という兼ね合いで0.5という一つの目安を出している。0.5というのは耐震診断等で使っている数値とほぼ同等のレベルのものである。

斜線制限等の集団規定の確認も民間開放しているが、例えば北海道の建物を東京の設計者が大阪の検査機関に出すようなことになると、その町に住んでいない人が景観とかも書類とルールだけで確認するという一方で、やはり集団規定は特定行政庁の方が見た方がよいのではないかと。単体規定と集団規定を2つに分けるようなことも考えられないか。

単体規定の審査は民間の機関にかなりなじむと思うが、集団規定に関しては

その地域に根ざしているのも、特定行政庁の方がなじむように思うが、単体規定と集団規定とをわけるといふ考えはなかったのか。

審査を分けるということについては、逆にワンストップでの確認事務というものを分離させていくということであり、建築主の側に加重的な負担とならないかという様な議論もあるかと思うので、十分に考えることが必要。

特定行政庁も依然として確認審査業務を行っており、特定行政庁も民間確認機関もやるという状況において、どういう分担関係を考えておられるのか。

特定行政庁は報告徴収権をもっており、民間機関がおろした建築確認を取り消すこともできる。これらの行政としてのルールをうまく使うことで、一定の歯止めはかけられるものと考えられる。

民間審査機関は株式会社でもいいということになっているが、株式会社は利益を上げるために沢山案件をとって早く片付けてとなくなってしまふのは当然かと思うが、非営利的な民間団体だけにする事も考えられたのではないか。

国会でもそういうご指摘を頂いているが、民間企業だから悪いことをして儲けるんだという考え方はとっていない。マネジメントがしっかりしていて、将来にわたって自分の会社を的確に経営していこうという意志をもっていれば、安全性を無視してとにかく短期に安くやるという行動は絶対にとらないと思う。制度的にももしも問題があれば必要な制度改正は行うが、株式会社だからそういうことはできないという考え方は、当初からも、今現在においてもとっていない。株式会社はやらせないという制度改革を私どもが立案する考えはない。

一度建築確認をとると、民間確認機関が中間検査も完了検査も行うのでどこにもチェックの機会がないため、申請する側はとにかく建築確認さえ通過してしまえばよい、となってしまうことになりかなり危険が予想されたのではないかと思うが、どういう議論が行われていたのか。

中間検査では確認図書との整合で終わることになると思うが、その場で専門家の判断としてやはりおかしいということであれば、今の仕組みでも工事を止めて、是正を求める事は可能。確認だけでなく、確認検査全体の流れも含めて建物がしっかり安全にできる仕組みを作らせて頂きたい。

こうなってしまった確認制度について、国土交通省としてはどういう風に見ておられるのか。

愛知県のヒアリングで、民間開放後に特定行政庁の扱う件数が減ったのはよかったが、減った分だけ審査員の数が減らされてしまい、結局1人当たりの扱う物件数がほとんど前と変わらなくなってしまったという説明があった。これはきっと当初は予測していなかった事態ではないかと思う。

私どもは非常に問題意識を持っている。民間開放は公共団体の建築の部隊をどんどん減らしていいということではない。各県庁の総務部が、制度改革を逆手にとって建築の部隊を減らしている事実も散見されるので、そういうことはあってはならぬということはきちんと言おうと思っている。

民間開放の理由としては、物件数が特定行政庁では扱えないような数に増えたためということになってるが、実質的には全く違った所に原因があって、建築技術の高度化や、性能規定化の導入により、特定行政庁ではもう審査できない位に技術が高度化してしまった。それに対応するために、もっと高度な建築の専門知識を持っている民間の方に建築確認をお願いせざるを得ないような状況になってきたということではないか。

ご指摘のとおりです。

官から民への流れを変えないことはいいと思うが、どんな小さい政府になっても、外交、安全保障、治安国家といった国がやらなければいけないポイントというのはあって、やはりもう一つは国民の生命財産、安全をどう確保するのかというのはどんなに官から民へという流れの中であっても国家が担うべき役割であると思う。阪神大震災が起きたとか、検査の技術者が減ってきたとかへの目先の対症療法だけではなく、根本的な思想の問題からこの問題をもう一度位置づけ直すということも大事だと思う。

株式会社をチェックする機構というのがないといけない。例えば前回の委員会でも、ゼネコンでも3、4年よりもっと前は名義貸しなんていうことをやっていた訳で、民は必ずいいことをするんだと信じたいけれども、それだけではないということをどこで担保するか、それがやはり官から民へと言ったときの国がやるべき最低限の制度設計の大事な所ではないかと思う。

(3) 構造計算プログラムについて

構造実験を行った場合、やった本人が結果を一番信じていて、周りで見ている人が疑う。ところがコンピューターの計算だと、やった本人はこれで大丈夫かと思っても、結果がきれいにプリントされるので、周りの人からはすごく正しいことをやっているみたいに見える。もっと図面を見て判

断することが大事であるのに、計算ばかり立派で、大臣が指定などしている
ので、審査機関もエラーが0であればいいよとなってしまう。大臣が認定し
たプログラムに頼るのは、そういう人間が持つ弱さみたいなものも入ってき
てしまうので、そろそろ指定はやめて、プログラムはユーザーが自分で選ん
で、そのかわりに設計者に自分の設計を説明させるようにしてはどうか。

プログラムは、数学的なモデルに対する答えを出すものであるが、建物をど
のように数学的なモデルにするかやプログラムの計算結果をどのように解釈
するかは構造技術者の役割である。人によってモデル化のやり方は違って
くるので出てくる答えも違ってくるし、出てきた答えをどういう風に解釈す
るかも人によって違ってくる。この部分は建築士という資格者の独占業務で
ある。医者も患者をどういう風に治療するかは医者の独占業務であり、法律
で処方仕方は決まっていない。そういう意味で、プログラムを大臣認定す
ることが、本来非常に無理なことをやっている。個々の建築士が判断するプ
ロセスの信頼性をチェックしたり、パブリックユースのプログラムに対して
信頼性を誰かが保障するのは非常に重要な事だが、大臣がやるべき仕事で
はないように思う。それにより建築士という国家資格の独占業務を犯してい
るのではないか。それについて国土交通省はどう考えているのか。すぐに答え
て頂く必要はないが、非常に大きな問題なのでお考え頂ければと思う。

国民からは「何らかの安全的な措置をやってほしい」と言われる一方で、
「やはり専門家にまかせてほしい」というような議論があるが、やはり、
ある種のチェックは必要と考える。そのチェックについてある程度事務を
効率化する時に、審査をする側にとって何らかの制度的なものが必要とい
うことで、それが昭和46年の議論の中で、計算プログラムを推奨する制
度として出来てきたということだと思う。

建築士は医者の世界と似ていると思う。医者の技術的な中身というのは、一
般の国民にはなかなかわからない。全部医者にまかせていた訳だがそれが最
近医療ミスがどんどん出てきて、訴えられるようになってきた。構造計算も
同じで、建築の細かなことは、一般の人にはわからない。そこはやはり設計
家にまかせていたということ。今、医療ミスに関しては一方で情報公開が進
んでいる。誰が、何時、どこで診断をどういう風に下したとかが出てくるよ
うになったり、セカンドオピニオンやサードオピニオンを求めて照合する
ということが今医療の世界でどんどん進んでいる。建築家の世界でも、例え
ば都庁は丹下氏が作ったいうように、あらゆる建築物で誰が設計者で、誰が構
造計算をして、誰が建てたというようなことをきちんと情報公開したり、ト
レーサビリティができるようにしていくことが必要ではないか。

(文責：国土交通省政策評価官室)